

市第74号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項から第3項までの規定中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市下水道条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る下水道使用料について適用し、施行日前の使用に係る下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る下水道使用料であって、施行日から平成26年4月30日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて下水道使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定下水道使用料」という。））にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分に係る新条例第18条第1項から第3項までに規定する率について

は、前項の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

- 4 特定下水道使用料のうち、前項の規定によりなお従前のおりの率を適用する部分は、特定下水道使用料の額を前回確定日（その直前の下水道使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定下水道使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提 案 理 由

下水道使用料について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市下水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

$$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$$

（下水道使用料）

第18条 横浜市は、公共下水道を使用する者から、使用期間1月につき別表第1に定める額により算定した額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額の下水道使用料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める水質の汚水で規則で定める量のものについては、前項の下水道使用料の額に、当該汚水の排出量1立方メートルにつき1,280円に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額の範囲内で規則で定める額を加算することができる。

3 前処理区域内において、令第9条の3第2号又は第6条第8項若しくは第8条の2第4項に規定する処理施設に係る公共下水道へ排出される別表第2に定める汚水については、使用期間1月につき同表に定める額により算定した額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額の下水道使用料を第1項の下水道使用料（前項の規定が適用される汚水については、同項の加算額を含む。）とは別に徴収する。

（第4項及び第5項省略）